

平成19年11月1日

東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範

東京工芸大学（以下「本学」という。）の基本理念は、「社会に有為な職業人の養成を目指し、確かな基礎教養の上に、先端のテクノロジーやメディアを用いて社会の発展のために活躍することのできる実践的人材と、工学と芸術学の知識・技術と感性を融合した新しい分野の創生に貢献できる創造的人材を育成する。」ことにある。

これらの理念の実践に当り欠かせないのが、大学の使命とされている「教育と研究」である。大学をより良い高等教育機関として発展させる原動力は、この両者の働きが必要不可欠なものとなる。

教育活動の結果、社会に出た学生が、実践的創造的人材として厳しい評価を受けることにより、本学は社会から認知される。

一方、研究活動（以下「制作活動」を含む。）の結果、研究成果は公開されることにより、研究者相互の厳しい評価と批判を受け、人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与できるかが峻別される。

研究に携わる者は、常に研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わないことはもとより、高い倫理観を持ち、研究活動の透明性と説明性を自立的に保証するよう努めなければならない。

競争社会の進展とともに、客観的成果が、厳しく求められる現代にあっては、研究者が一步間違えば、本来持ち合わせている倫理観を薄め、不正行為に走らせることもある。不正行為それ自体を、今までのような「研究者の良心」にのみ頼ってきたことには、昨今の事案が示すように限界があることを自覚する必要がある。研究活動等に係る不正に関しては、制度の改善により防止することが可能であることから、その管理を本学の責任で自ら行う体制を整備する必要がある。

本学において研究活動に携わるすべての者が、高い倫理観と誇りをもち、その与えられた使命を自覚し、日々の研究活動及び研究支援業務に邁進するための指針となる行動規範を定める。

東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範

- (1) 研究活動においては、学問の自由の下に、自らの専門的判断により、真理を探究するという権利を享受し、社会の負託にこたえる責務を有することを強く自覚しなければならない。
- (2) 研究費の使用に際しては、財源は国民の血税も含まれていることを自覚し、負託された研究費を適正に使用しなければならない。
- (3) 研究活動において、データ・研究論文・作品等の捏造、改竄及び盗用等の不正行為を行ってはならない。
- (4) 研究活動において、不正行為があった場合には、放置することなくその是正に努めなければならない。
- (5) 研究活動において、守秘義務を厳守するとともに、知り得た個人情報の保護に努めなくてはならない。

この行動規範を遵守し、実効あるものとするために「東京工芸大学における研究活動等に係る不正防止に関する規程」を定める。